

9 東京都廃棄物処理計画（概要版）

東京都廃棄物処理計画について

東京都廃棄物処理計画とは

- 東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画であり、主要な施策を示すもの。
- 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する法定計画。
- 東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めるもの。

【計画期間】

平成23年度から平成27年度までの5年間

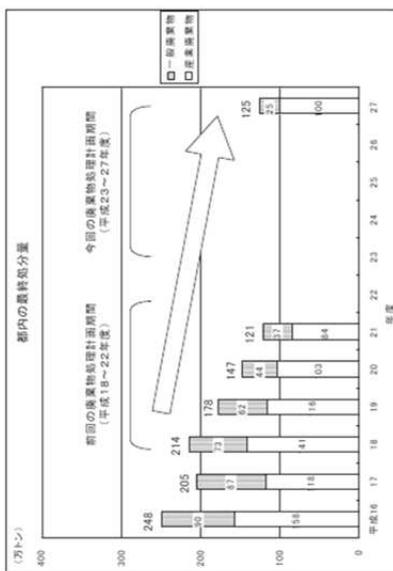
【計画目標】

平成27年度の最終処分量を

平成19年度比30%減とする。(125万トンに削減)

内訳：一般廃棄物60%減（25万トン）

産業廃棄物14%減（100万トン）



3 R 施策の促進

発生抑制・リユースの促進

- ごみを出さない社会の定着
- 家庭ごみの有料化

リサイクルの促進

- 都市鉱山の開発
- 静脈物流の効率化
- 熱回収の高効率化
- 埋立処分場からのメタンガスの活用

3 R 効果の見える化

- 資源投入量の見える化
- 資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化
- リサイクルに係る費用の透明化

3 R の取組を支える体制づくり

- グリーン購入の普及啓発の促進
- 環境教育・普及啓発の推進

適正処理の促進

有害廃棄物の適正処理の促進

- 微量PCB廃棄物の適正処理のための体制整備
- 都の処分場での飛散性アスベスト受入継続
- 水銀使用量の削減と適正処理

産業廃棄物の適正処理の促進

- 非飛散性アスベスト、廃石膏ボードの分別・適正処理の徹底
- 産廃Gメンの活用等による不法投棄撲滅のための指導強化

一般廃棄物の適正処理の促進

- エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の促進

廃棄物処理施設の適切な管理運営

- 埋立処分場の環境負荷、維持管理費用の低減
- 区市町村のリサイクル施設等への指導、助言

静脈ビジネスの発展の促進

優良な処理業者が優位に立てる環境づくり

- 排出事業者の適正処理コストの負担
- 業界構造、実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成

スーパーエコタウン事業の推進

- スーパーエコタウン事業者の成果を先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信

共同技術研究の実施

- 廃棄物処理技術、リサイクル技術の高度化を図るため産学連携による共同技術研究調査の実施

10 清掃一組一般廃棄物処理基本計画の概要

一般廃棄物処理基本計画の概要

1 清掃一組の基本計画

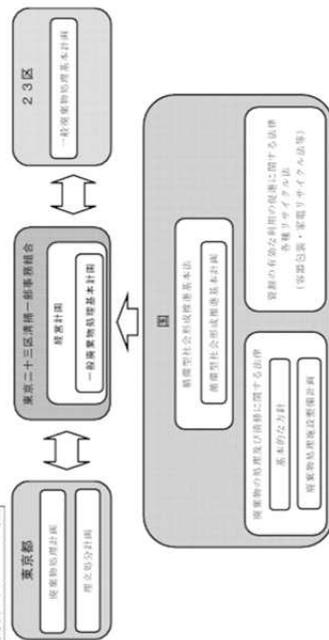
23区の清掃事業の役割は以下のとおりとなっており、清掃一組の基本計画は、焼却処理等のごみの中間処理とし尿の下水道投入を内容としたものとなっている。



2 計画改定の基本的考え方

- (1) 国や都の施策、東日本大震災後の社会環境変化を踏まえる。
- (2) 計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とし、概ね5年ごとに改定する。
- (3) ごみ量などの予測は、社会経済情勢や関連法令などの趣旨を踏まえる。
- (4) 施設整備計画は、安定的かつ効率的な中間処理を基本としつつ、財政負担の低減、平準化についても配慮する。
- (5) 最終処分量は、炭溶融処理施設の運営の見直しを踏まえ、削減に向けた新たな取組を検討する。
- (6) 23区の計画内容を十分把握した上で改定する。

各種計画関係イメージ図



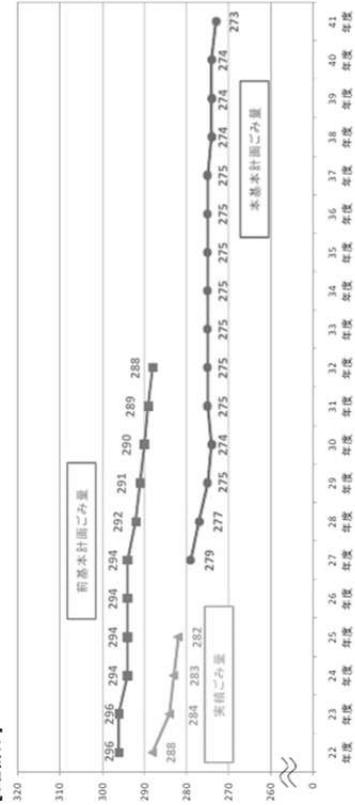
3 施策の体系

目標	施策	取組	主な取組内容
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した中間処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保	①適切な点検・検査・補修 ②的確な予防保全
		(2) ごみ受入体制の拡充	悪質な不適正搬入者への搬入指導強化
		(3) 不適正搬入防止対策	①焼却余力の確保 ②長寿命化の導入
		(4) 計画的な施設整備の推進	
		(5) ごみ処理技術の動向の把握	
環境負荷の低減	2 環境保全対策	(1) 環境保全対策	排ガス自己規制値等の遵守、環境負荷の低減
		(2) 環境マネジメントシステムの活用	
地球温暖化防止対策の推進	3 地球温暖化防止対策の推進	(1) 熱エネルギーの一層の有効利用	高効率発電の導入と熱利用促進
		(2) 地球温暖化防止対策への適切な対応	関係法令等の遵守
		(3) その他の環境への取組(緑化、太陽光発電、雨水利用等)	
最終処分場の延命化	4 最終処分場の延命化	(1) ごみ処理過程での資源回収	不燃ごみ処理過程の選別精度向上
		(2) 焼却灰の資源化	主灰のセメント原料化の取組
		(3) 破砕処理残さの埋立処分量削減	可燃性処理残さの焼却処理推進
災害対策の強化	5 災害対策の強化	(1) 廃棄物処理施設の強靱化	①大地震発生後の迅速な再稼働、耐震性の確保 ②不燃・粗大ごみ処理施設の活用(災害廃棄物の新処理)
		(2) 地域防災への貢献	清掃工場の地域防災への貢献について、23区と協同

4 ごみ量予測

家庭ごみは人口動態、事業系ごみは経済動向の推移を踏まえて予測した。平成41年度の予測ごみ量は、平成25年度の実績値282万トンに対し、9万トン減の273万トンと推計した。

【単位:万トン】



11 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた 基礎調査報告書（抜粋）

調査目的

区内から発生するごみと資源の排出実態と区民・事業者の意向を把握し、本計画の改定に向けた基礎資料を得るため、平成26年度に次の4つの調査を実施しました。

(1) 家庭ごみ組成分析調査

区内の家庭から排出されたごみと資源が適正に分別されている状況を、住居形態別に調査しました。

(2) 家庭ごみ計量調査

区内の家庭から排出されたごみの重量を世帯人数、住居形態ごとに分類して調査し、各分類における、1人1日あたりのごみ量を比較しました。

(3) 区民アンケート調査

区民が家庭でどのようにごみと資源を処理しているのか、ごみ減量やリサイクルについてどのように取り組んでいるのかを把握することとあわせ、区が実施している各種施策への意見、今後の方向性等の意識・意向を把握しました。

(4) 事業者アンケート調査

事業者から排出されるごみと資源の発生量と処理状況、ごみ減量やリサイクルについての取り組み、区の施策・情報についての意識・意向を把握しました。

調査結果の概要

(1) 家庭ごみ組成分析調査

① 燃やすごみの組成割合

燃やすごみが72.0%、次いで資源が25.7%、収集不適物が1.0%、燃やさないごみが0.6%、外袋が0.7%です。

分別が適正なごみの割合は、燃やすごみ72.0%と外袋0.7%の合計で72.7%、分別が不適正なごみの割合は資源25.7%と燃やさないごみ0.6%と収集不適物1.0%の合計で27.3%です。

図1 燃やすごみの組成割合

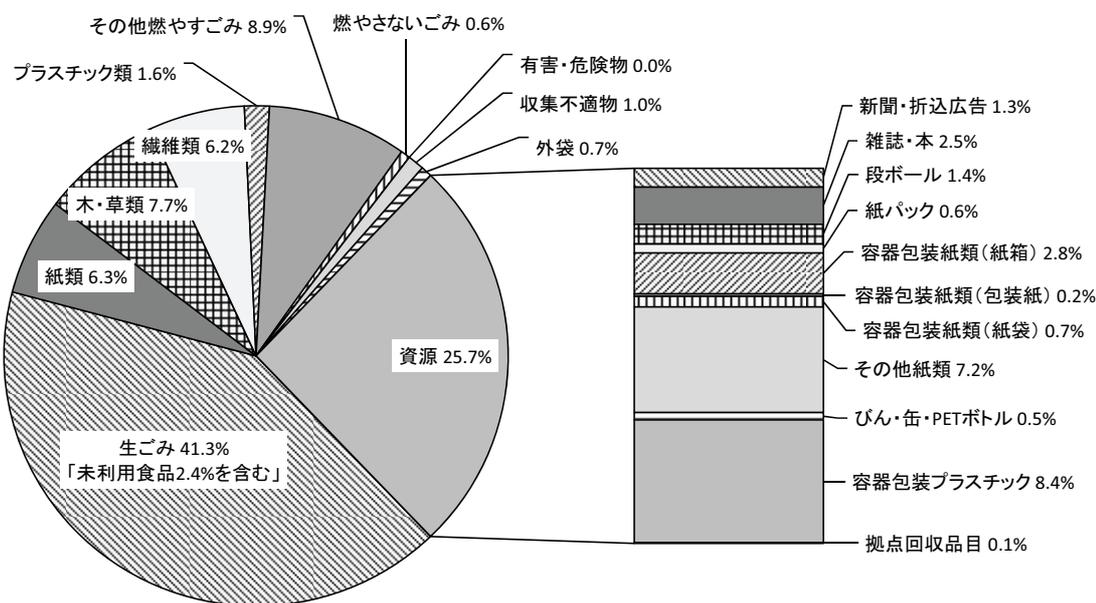
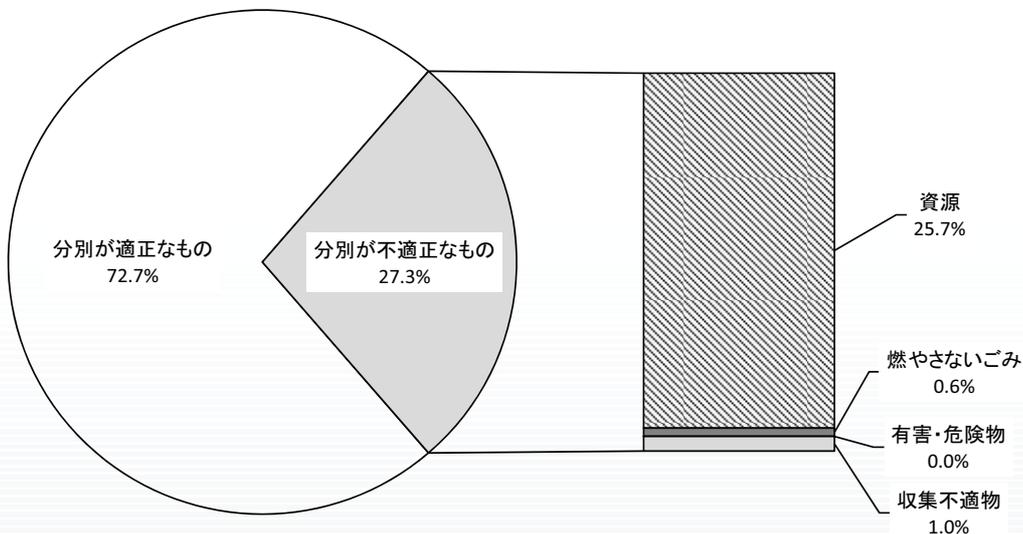


図2 燃やすごみの分別状況



②燃やさないごみの組成割合

燃やさないごみが70.5%、次いで資源が14.6%、燃やすごみが13.3%、有害・危険物と外袋が0.7%、収集不適物が0.2%です。

分別が適正なごみの割合は、燃やさないごみ70.5%と外袋0.7%の合計で71.2%、分別が不適正なごみの割合は、資源14.6%、燃やすごみ13.3%、有害・危険物0.7%、収集不適物0.2%の合計で28.8%です。

図3 燃やさないごみの組成割合

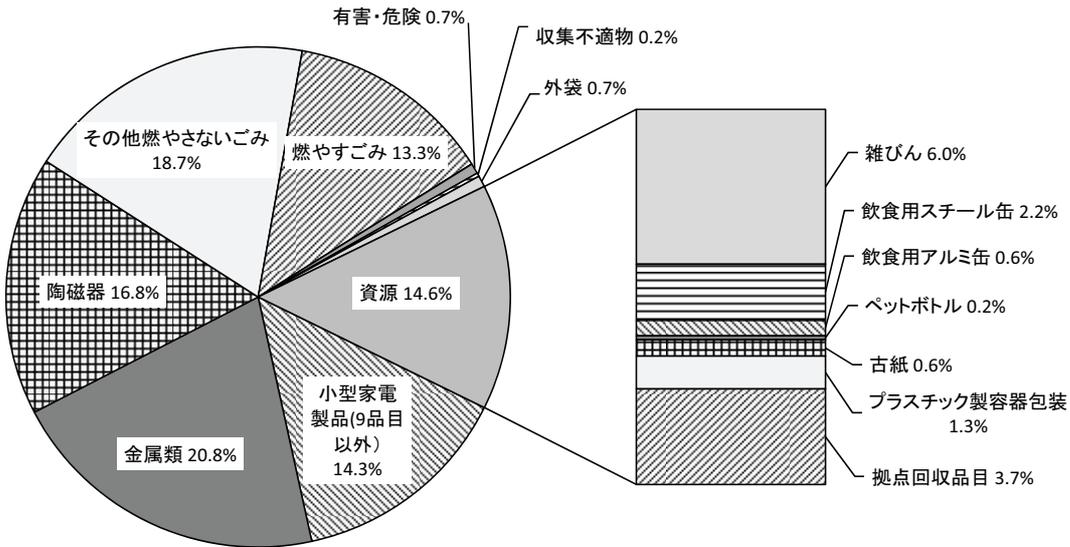
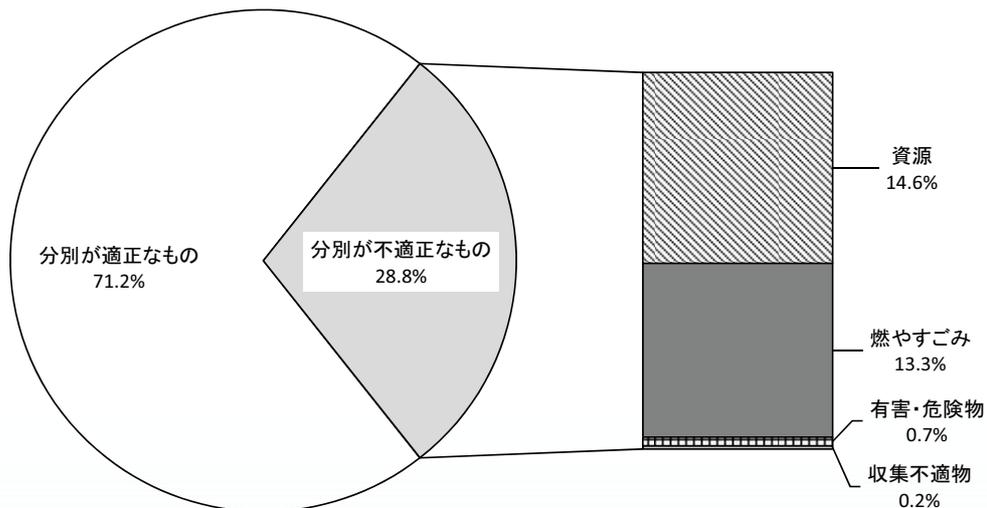


図4 燃やさないごみの分別状況



(2) 家庭ごみ計量調査

① 世帯人数別・住居形態別の燃やすごみの排出原単位

世帯人数別で最も排出原単位が大きかったのは、1人世帯（65歳以上）410g/人日、最も小さかったのは1人世帯（30歳未満）246g/人日であり、1人1日あたり164gの開きが見られます。

住居形態別で最も排出原単位が大きかったのは、戸建住宅391g/人日、最も小さかったのは住商混在232g/人日であり、1人1日あたり159gの開きが見られます。

表1 世帯人数別、住居形態別の燃やすごみの排出原単位

世帯人数	住居形態					全ての住居形態
	戸建住宅	集合住宅 管理人無	単身向け 集合住宅	住商混在	単位(g/人日)	
1人世帯(30歳未満)	505	177	220	154	246	
1人世帯(30歳～64歳)	453	238	241	179	279	
1人世帯(65歳以上)	515	170	393	332	410	
2人世帯	363	391	370	271	348	
3人世帯	379	320	383	214	353	
4人以上世帯	356	472	229	248	333	
全ての世帯	391	333	300	232	—	

※各区分ごとの排出原単位は、区分ごとの平均値で表示している。

② 分別区分別の排出原単位

調査で得られた分別区分別の排出原単位は、次のとおりです。

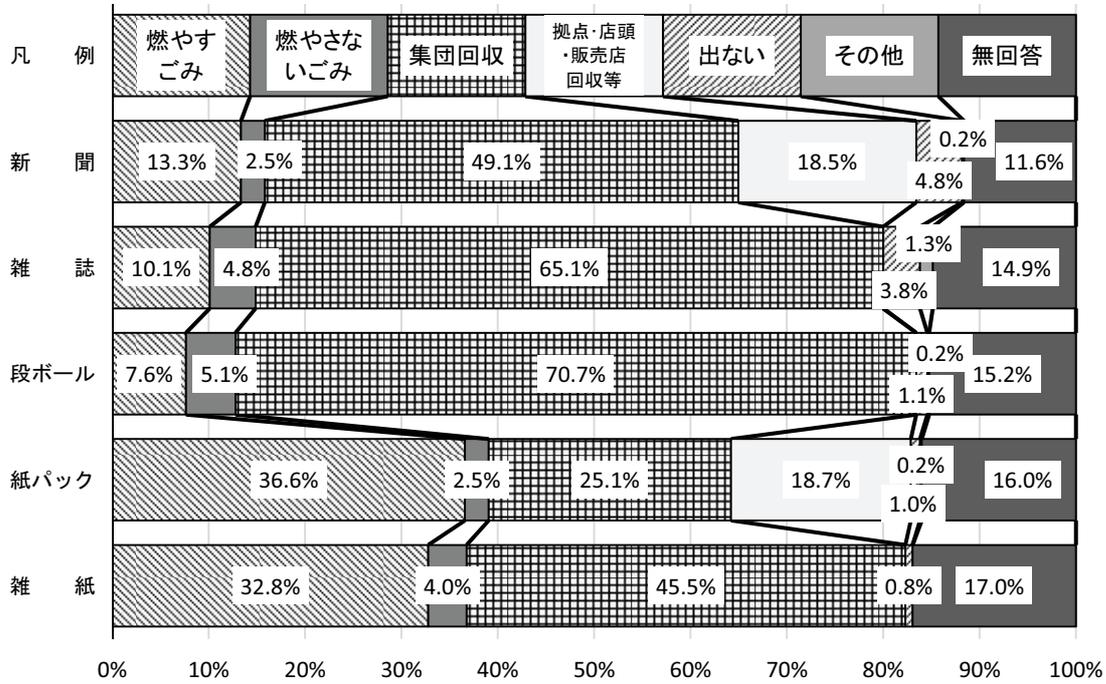
表2 分別区分別の排出原単位

分別区分	排出原単位(g/人日)
燃やすごみ	331
燃やさないごみ	17
古紙	123
びん	25
缶	7
ペットボトル	9
プラスチック製容器包装	16

(3) 区民アンケート調査

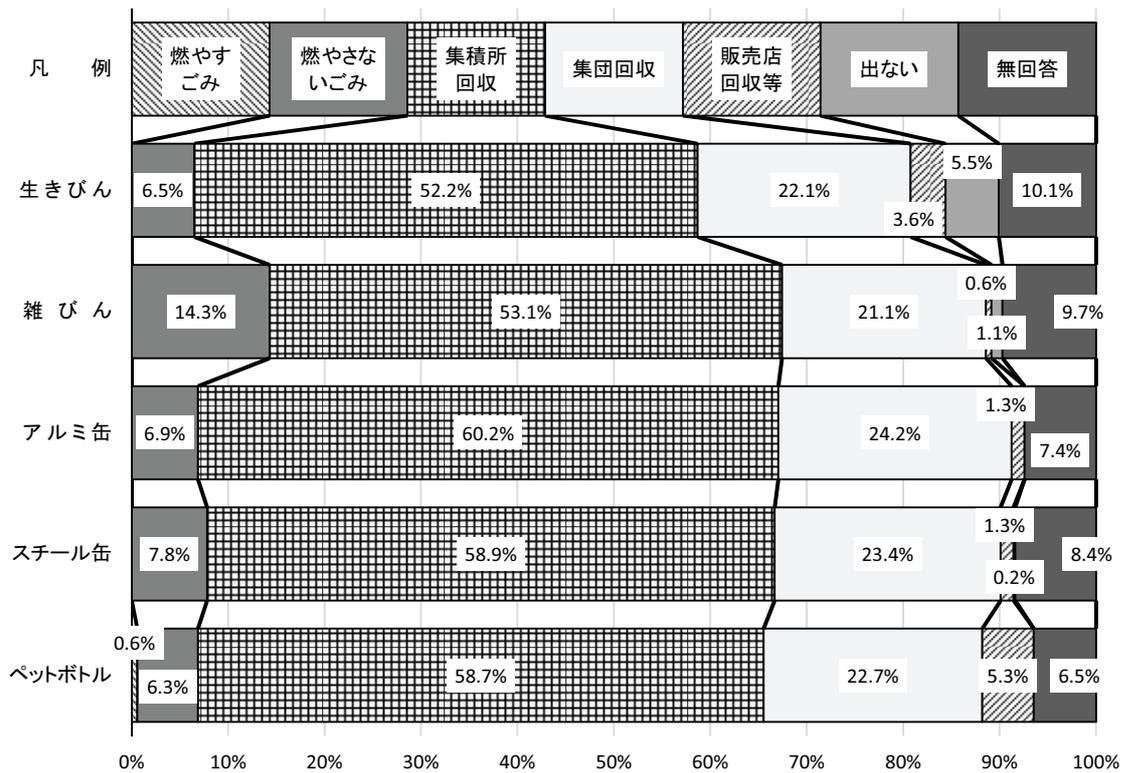
① 古紙の処分方法

図5 古紙の処分方法



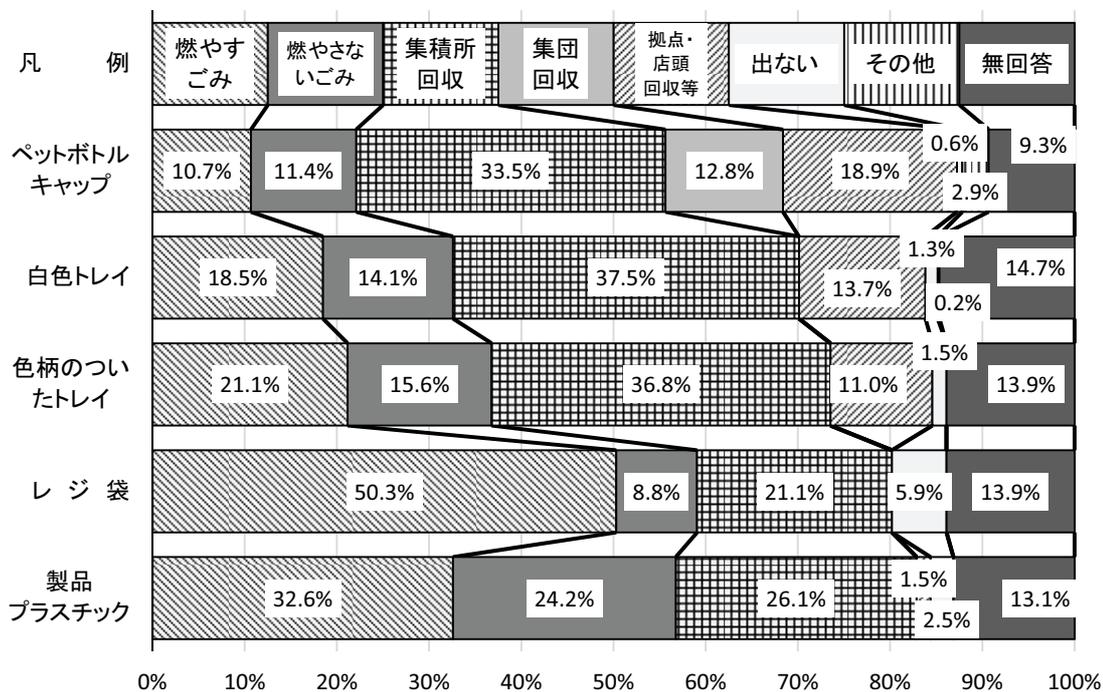
② びん・缶・ペットボトルの資源化

図6 びん・缶・ペットボトルの処分方法



③プラスチックの処分方法

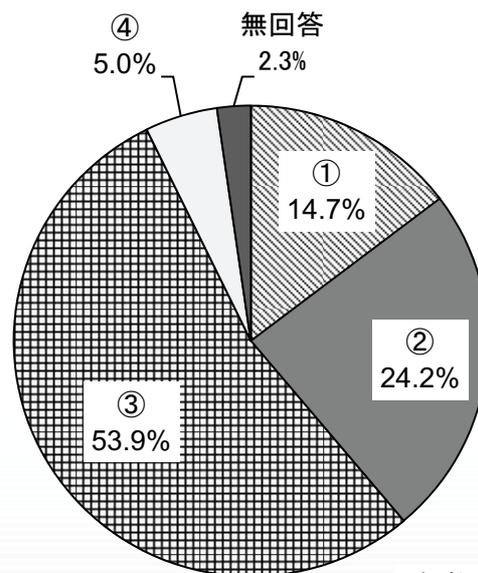
図7 プラスチックの処分方法



④小型家電の回収への協力

図8 小型家電の回収への協力

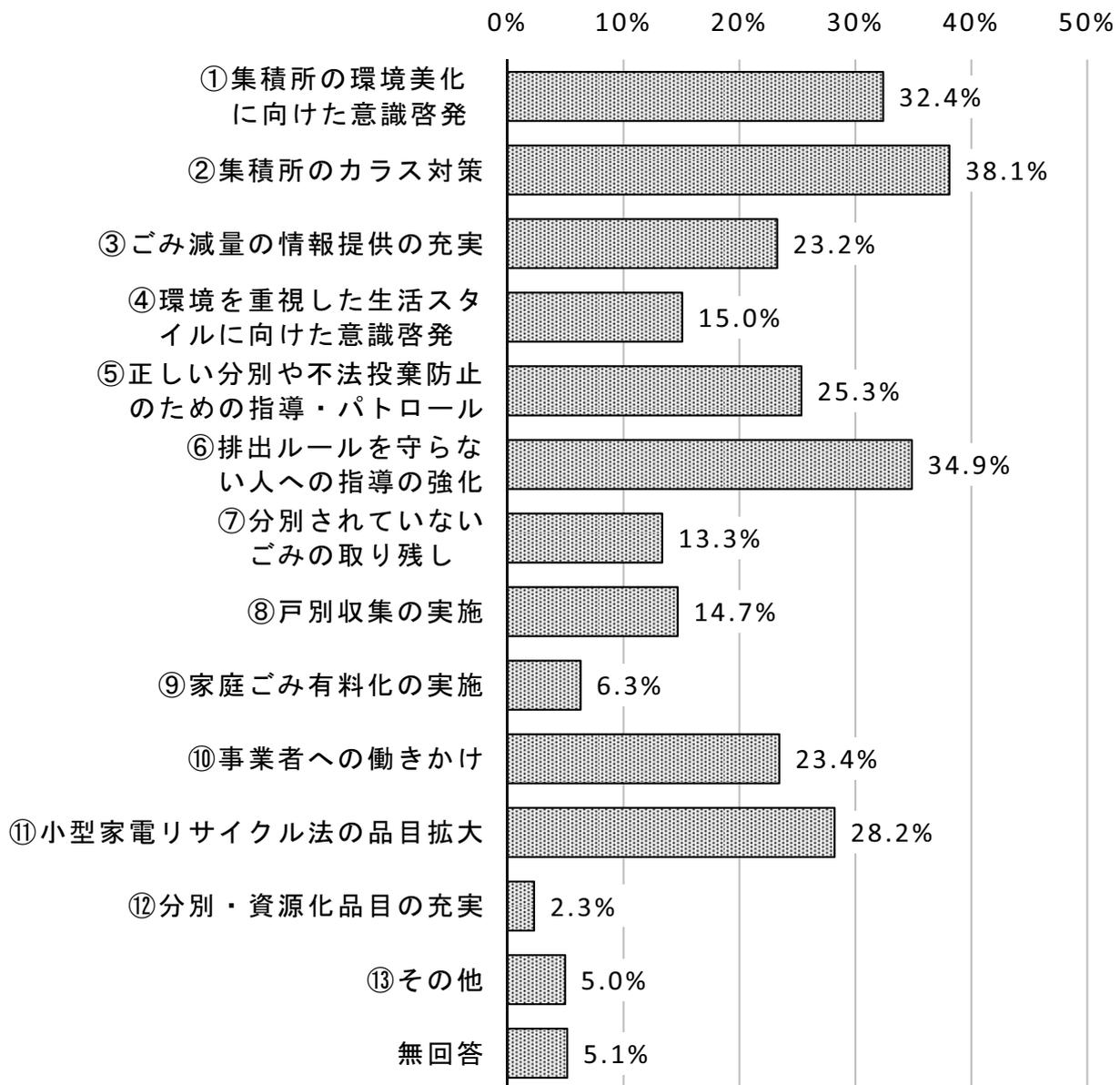
選択肢	割合
① 知っており、協力したことがある	14.7%
② 知っているが、協力したことはない	24.2%
③ 知らなかった	53.9%
④ その他	5.0%
無回答	2.3%



総数:525

⑤力を入れてほしい施策

図9 力を入れてほしい施策

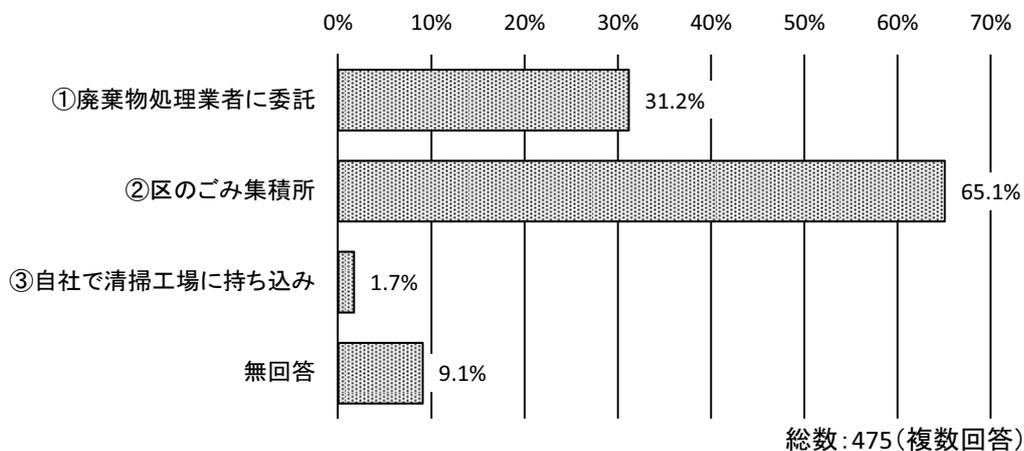


総数:525(複数回答)

(4) 事業者アンケート調査

① 廃棄物処理業者への委託の促進

図10 ごみの処理状況



② 有料ごみ処理券の貼付状況

図11 事業系有料ごみ処理券の貼付

(ごみ)

選択肢	割合
① 利用している	68.6%
② 利用していない	26.5%
無回答	4.9%

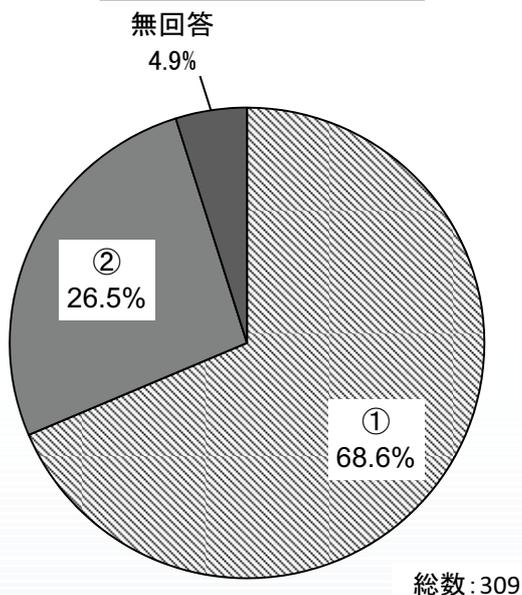
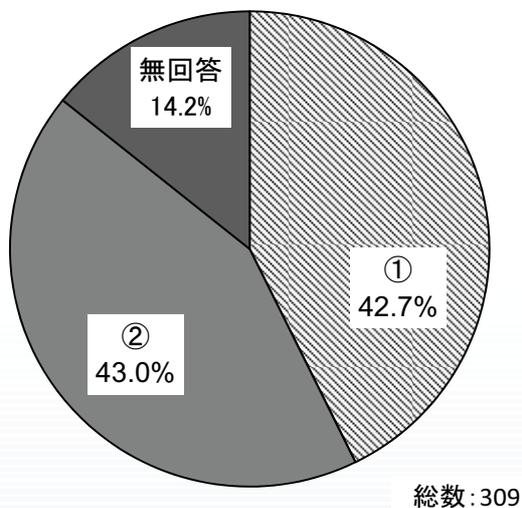


図12 事業系有料ごみ処理券の貼付

(資源)

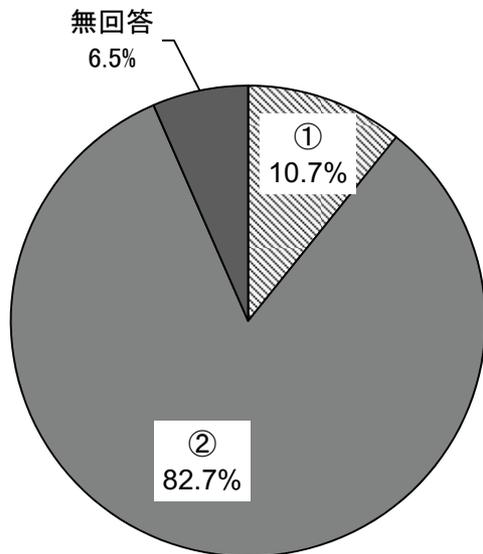
選択肢	割合
① 利用している	42.7%
② 利用していない	43.0%
無回答	14.2%



③めぐろ買い物ルールの周知

図13 めぐろ買い物ルールの認知

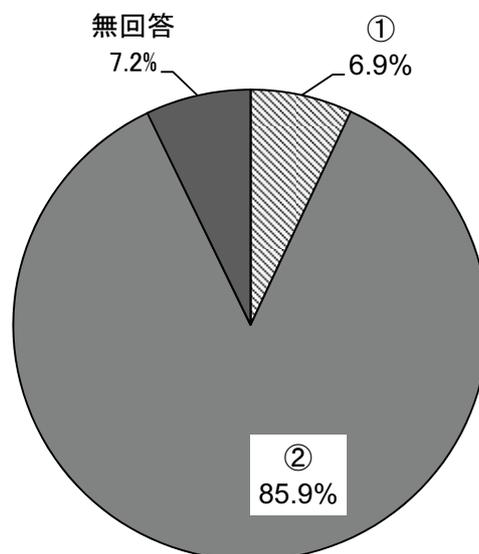
選択肢	割合
① 知っている	10.7%
② 知らない	82.7%
無回答	6.5%



総数:475

図14 めぐろ買い物ルール参加店の認知

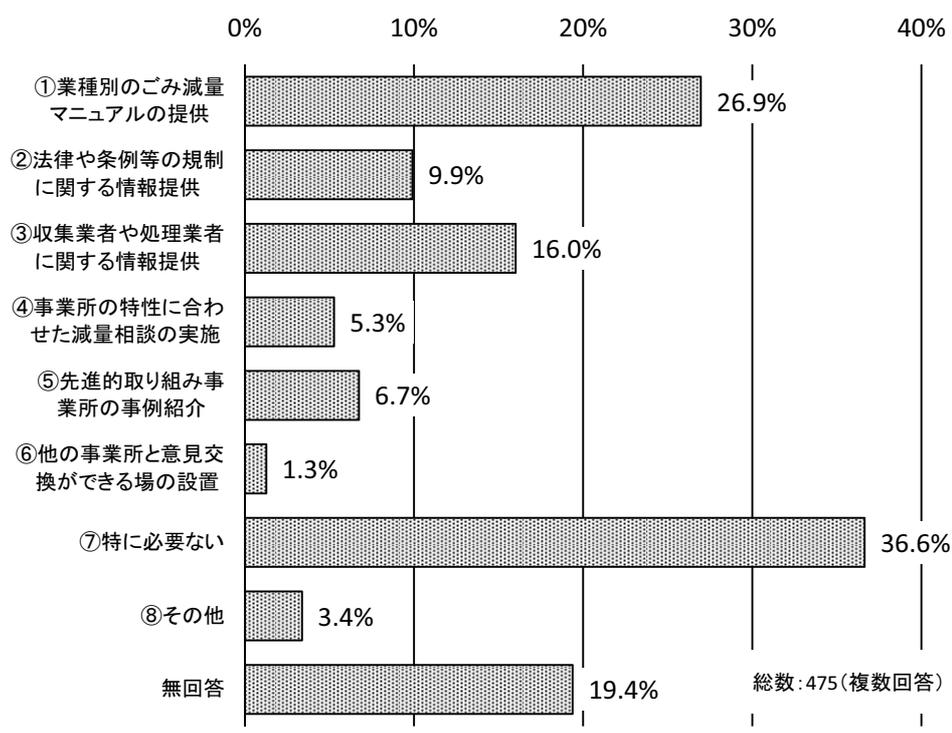
選択肢	割合
① 知っている	6.9%
② 知らない	85.9%
無回答	7.2%



総数:475

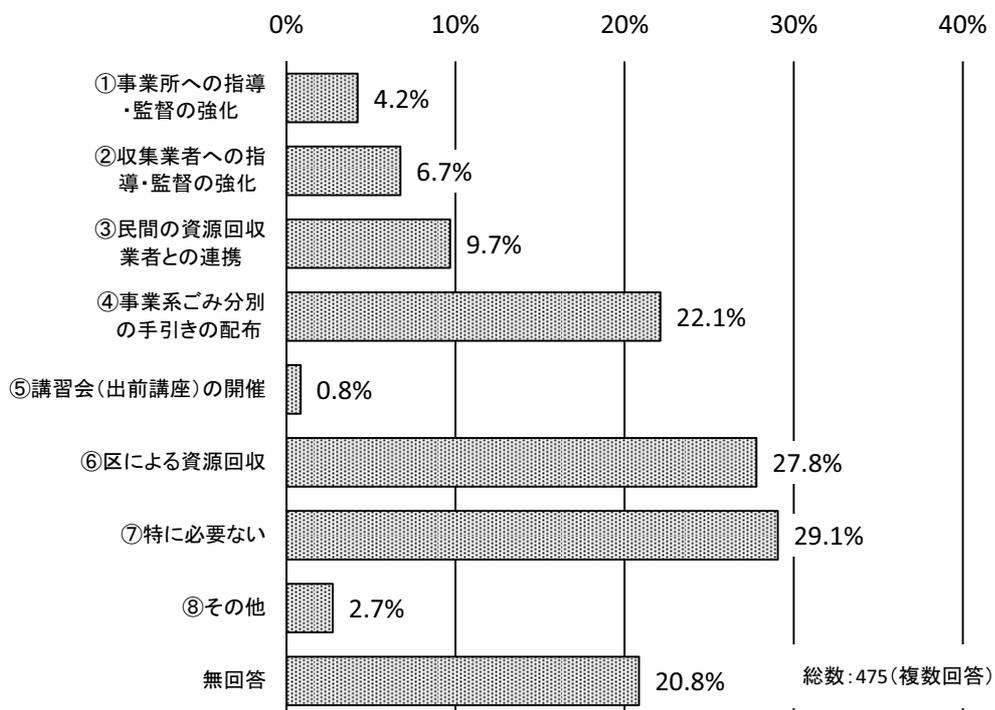
④ごみ減量を進めるために必要な情報・支援

図15 ごみ減量を進めるために必要な情報・支援



⑤ごみ減量を進めるために必要な情報・支援

図16 区に取り組んでほしい施策



目黒区一般廃棄物処理基本計画
～快適で誇りのもてる循環型のまち～

主要印刷物番号

27-49号

平成28年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区環境清掃部清掃リサイクル課

東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

電話 03-3715-1111 (代表)

編集協力 株式会社 杉山・栗原環境事務所

この用紙は、古紙配合率の高い用紙を使用しています。





目黒区